

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「NHK名古屋放送局の契約・収納委託先法人の社長が共謀しNHK集金名簿を悪用し、名古屋市中区と春日井市の高齢女性がキャッシュカードや現金を窃盗された事件及び受信契約者の個人情報漏えいしている件について下記文書（電磁的記録を含む）の開示を求める。（備え置き公開文書とHP公開情報を除く）」として、

「④全国の委託先法人に対する個人情報の管理状況などについての緊急点検の内容とその結果」に係る文書の開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、開示の求めの文書は、NHKの事業に関する情報であって、開示することにより、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、また、NHK以外の法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の事業の遂行を害するおそれがあるため、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号および4号に該当し、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は、NHKの事業に関する情報であって、開示することにより、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、また、契約・収納業務に係るNHK以外の委託先法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の事業の遂行を害するおそれがあるため、規程第8条1項1号および4号に該当し、開示することができない。

なお、緊急点検の結果については、2020年1月28日に経営委員会に報告し、公表した経営委員会資料、議事録、報道資料を情報提供する。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は、規程第8条1項1号、および4号に該当すると認められ、開示することができないとしたNHKの取り扱いが妥当である。

また、緊急点検の結果については、1月28日に経営委員会に報告し、公表した経営委員会資料、議事録、報道資料が情報提供されることとなっている。

4 審議の経過

2020年7月20日（第287回審議委員会）

第817号

諮問、審議

7月21日（第288回審議委員会）

審議、答申